

高圧ガス設備の開放検査の周期の起点に関する質疑応答

回答番号：2025－1

規格番号，項目番号：

KHKS 0850-1・1850-1 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 表 2
 KHKS 0850-2・1850-2 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 表 2
 KHKS 0850-3・1850-3 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 表 2
 KHKS 0850-6・1850-6 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 表 2
 KHK/JOGMEC S 0850-8・1850-8 4.2 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 表 2
 KHK/JPEC S 0850-9・1850-9 4.3 高圧ガス設備（蓄圧器を除く。）の耐圧性能及び強度 表 3

質問：

KHKS 0850-3(2024) 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度「表 2-開放検査の周期」の注 b) において、「コンビ則第 14 条の軽微な変更の工事に基づくものの場合，当該軽微な変更の工事に係る工事を完了した日」とある。

例えば，表 2 中で設備の種類が貯槽，使用材料がその他材料であって，貯槽の設置又は取替え時に完成検査を実施し，その後，当該貯槽又は付属する配管等に軽微な変更の工事を行った場合は，当該貯槽の開放検査は，その完成検査を行った日を起点とするのか，それとも，その軽微な変更の工事を完了した日を起点とするのか。

（参考 KHKS 該当箇所の抜粋）

表 2-高圧ガス設備の開放検査の周期

設備の種類	使用材料	期間 ^{a)}
貯槽	その他材料	完成検査を行った日 ^{b)} から 2 年以内 その後保安検査実施日 ^{c)} から 3 年以内
注 ^{a)} 略 ^{b)} 完成検査を要しない高圧ガス設備の変更の工事に係る次回の開放検査までの期間の起点については，次のとおりとする。 ・コンビ則第 14 条の軽微な変更の工事に基づくものの場合，当該軽微な変更の工事を完了した日 ・コンビ則第 17 条の完成検査を要しない変更の工事に基づくものの場合，当該変更の工事を完了した日		

回答：

質問のケースの場合では，開放検査は，完成検査を行った日を起点とすることになります。表 2 の注 b) は，軽微な変更の工事又は完成検査を要しない変更の工事により設備の設置・取替えが行えるものを対象とし，この場合は完成検査を開放検査の起点とすることができないため，「完成検査を行った日」を「変更の工事を完了した日」と読み替えて，開放検査の起点とするものです。